

国民健康保険料負担軽減制度の案内及びアンケート調査の実施について

国民健康保険料は所得が少なく、所得税・住民税が課税されない方であっても、賦課されます。このような方は、住民税の申告を行うことで、国民健康保険料の軽減が受けられる可能性があります。

このため、当該被保険者に対し、軽減制度の周知徹底を図るとともに、生活実態等を把握し、収納率向上に向けた施策の検討及び窓口対応の改善に活用することを目的として、アンケート調査を実施します。

1 対象者

約7,300人

令和8年度当初賦課時点において、所得情報を区で確認できていない国民健康保険被保険者世帯主（住民税未申告者）。

※国民健康保険の被保険者でない者が世帯主となっている世帯における世帯主は除きます。

2 軽減制度の案内

住民税の申告を行った結果、前年1月から12月までの1年間の総所得金額等が一定の基準以下の世帯の場合、次の軽減措置が適用されることを案内します。

（1）保険料（均等割額）の減額制度

保険料の算定に当たっては、所得が不明の場合、国民健康保険料（均等割額）は全額賦課されますが、所得金額に応じて7割、5割又は2割を減額します。

（2）高額療養費の自己負担限度額の軽減

高額療養費の適用に当たっては、所得が不明の場合、最も高額な所得区分と見なされますが、所得区分に応じた自己負担限度額を適用します。

3 アンケート調査の概要

（1）調査方法

アンケート用紙を郵送し、次のいずれかの方法により回答いただきます。

- ア 回答を記入したアンケート用紙を、同封の返信用封筒により返送
- イ アンケート用紙に掲載する二次元コードをスマートフォン等で読み取り、インターネット上で回答

(2) 設問内容

- ア 国民健康保険制度について
- イ 住民税の申告について
- ウ 医療機関等の受診状況について
- エ 回答者の情報
- オ 自由意見

(3) 調査期間

令和8年8月24日（月）から同年9月7日（月）まで

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年	8月下旬	軽減制度の案内及びアンケート用紙の郵送
	11月	保健福祉常任委員会報告（調査結果）